

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	加古川市

加古川市鳥獣被害防止計画

この計画は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、もって農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的に定めるものである。

<連絡先>

担 当 部 署 名	加古川市産業経済部農林水産課
所 在 地	兵庫県加古川市加古川町北在家 2000 番地
電 話 番 号	079-421-2000 (代表) 079-427-9226 (農林水産課)
F A X 番 号	079-424-1373 (農林水産課)
メールアドレス	nousui@city.kakogawa.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	アライグマ、ヌートリア、イノシシ、ニホンジカ、カラス、カワウ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	加古川市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の状況		
	品目	面積(ha)	金額(千円)
アライグマ	稲	0	0
	麦類	0	0
	豆類	0	0
	雑穀	0	0
	果樹	0.06	360
	飼料作物	0	0
	野菜	0.16	224
	いも類	0.02	45
	工芸作物	0	0
	その他	0	0
ヌートリア	稲	0.06	68
	麦類	0.03	4
	豆類	0	0
	雑穀	0	0
	果樹	0	0
	飼料作物	0	0
	野菜	0	0
	いも類	0	0
	工芸作物	0	0
	その他	0	0
イノシシ	稲	1.4	1,603
	麦類	0.18	24
	豆類	0	0
	雑穀	3	309
	果樹	0	0
	飼料作物	0	0
	野菜	1.79	1,200
	いも類	0.22	443
	工芸作物	0	0
	その他	0	0
ニホンジカ	稲	0	0
	麦類	0	0
	豆類	0	0
	雑穀	0	0
	果樹	0	0

	飼料作物	0	0
	野菜	0	0
	いも類	0	0
	工芸作物	0	0
	その他	0	0
カラス	稲	0	0
	麦類	0.02	2
	豆類	0	0
	雑穀	0	0
	果樹	0.11	521
	飼料作物	0	0
	野菜	0.19	430
	いも類	0	0
	工芸作物	0	0
	その他	0	0
カワウ	稲	0	0
	麦類	0	0
	豆類	0	0
	雑穀	0	0
	果樹	0	0
	飼料作物	0	0
	野菜	0	0
	いも類	0	0
	工芸作物	0	0
	その他	0	0
計		7.24	5,233

※資料：令和5年度鳥獣被害調査

(2) 被害の傾向

アライグマ	当市において平成15年に生息が確認され、市内全域で目撃情報があるなど、個体数は増加傾向にある。農業被害については、果樹、野菜などに大きな被害を与えている。 また、農業被害だけでなく人家に侵入するなど、家屋への被害も発生している。
ヌートリア	アライグマと同様に、市内全域で生息が確認され、被害面積が拡大していることから、個体数は増加している可能性がある。農業被害については水稻などに被害を与えている。
イノシシ	志方地区、上荘地区、平荘地区、東神吉地区、西神吉地区、八幡地区で生息が確認され、上記地区の一部で水稻の食害や踏倒、野菜、イモ類の食害、圃場や畔の掘り返しといった農業被害を与えている。 個体数に関しては、近年の侵入防護柵の整備や捕獲活動の効果、野生イノシシの豚熱が県内において拡大した影響等による一時的な個体数の減少が考えられる。 農業被害についても、依然として農業者への影響は甚大であるが、

	令和3年度をピークに減少傾向にある。
ニホンジカ	近年目撃情報が寄せられており、令和7年度以降において、農業被害が発生することが予想される。
カラス	市内全域で生息しているが、特に志方地区、上荘地区及び平荘地区で多く生息が確認され、果樹、野菜を中心に被害を与えている。被害の多い一部の区域で猟友会が銃器、わなによる捕獲を行っており、農業被害は減少傾向にある。
カワウ	現状では、市内においての農作物被害は報告されていないが、加古川橋付近の中州等数か所で、ねぐらが確認されている。個体数の増加によっては、被害が予想されるため、近隣市町での被害状況を注視しておく必要がある。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	品目	現状値(令和5年度)		目標値(令和9年度)	
		面積(ha)	金額(千円)	面積(ha)	金額(千円)
アライグマ	稲	0	0	0	0
	麦類	0	0	0	0
	豆類	0	0	0	0
	雑穀	0	0	0	0
	果樹	0.06	360	0.05	298
	飼料作物	0	0	0	0
	野菜	0.16	224	0.14	197
	いも類	0.02	45	0.01	23
	工芸作物	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
ヌートリア	稲	0.06	68	0.03	38
	麦類	0.03	4	0.02	2
	豆類	0	0	0	0
	雑穀	0	0	0	0
	果樹	0	0	0	0
	飼料作物	0	0	0	0
	野菜	0	0	0	0
	いも類	0	0	0	0
	工芸作物	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
イノシシ	稲	1.4	1,603	1.13	1,298
	麦類	0.18	24	0.15	19
	豆類	0	0	0	0
	雑穀	3	309	2.43	250
	果樹	0	0	0	0
	飼料作物	0	0	0	0
	野菜	1.79	1,200	1.45	972
	いも類	0.22	443	0.18	359

	工芸作物	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
ニホンジカ	稲	0	0	0	0
	麦類	0	0	0	0
	豆類	0	0	0	0
	雑穀	0	0	0	0
	果樹	0	0	0	0
	飼料作物	0	0	0	0
	野菜	0	0	0	0
	いも類	0	0	0	0
	工芸作物	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
カラス	稲	0	0	0	0
	麦類	0.02	2	0.01	1
	豆類	0	0	0	0
	雑穀	0	0	0	0
	果樹	0.11	521	0.10	495
	飼料作物	0	0	0	0
	野菜	0.19	430	0.17	383
	いも類	0	0	0	0
	工芸作物	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
カワウ	稲	0	0	0	0
	麦類	0	0	0	0
	豆類	0	0	0	0
	雑穀	0	0	0	0
	果樹	0	0	0	0
	飼料作物	0	0	0	0
	野菜	0	0	0	0
	いも類	0	0	0	0
	工芸作物	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
計		7.24	5,233	5.87	4,336

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	アライグマ・ヌートリア ・「加古川市アライグマ防除実施計画」及び「加古川市ヌートリア防除実施計画」に基づく捕獲(わな) イノシシ・ニホンジカ ・猟友会による捕獲(わな)	農業者等のアライグマ・ヌートリアの捕獲技術の向上。 有害鳥獣に対する集落、住民の自衛意識の向上。 ニホンジカを目撃・被害情報への対応。

	カラス ・猟友会による捕獲(わな、銃器)	
防護柵の設置等に関する取組	平成27年度から令和5年度までにおいて、イノシシ・ニホンジカの侵入防護柵を設置(約59km) 防護柵設置集落以外の農業関係者も含めて、防護柵設置方法の指導及び獣害対策研修を要望のあった地区に対して実施。	事業地が広範囲に渡るため、地域全体での管理体制の構築が必要である。 引き続き、効果的な防護柵の設置方法を指導することに加え、地域ぐるみでの被害防除対策を推進していく必要がある。

(5) 今後の取組方針

①【推進事業】有害鳥獣被害防除体制の確立に向けた取組

- ・ 加古川市鳥獣被害防止対策協議会を通して、県関係機関及び猟友会と連携し、集落代表者及び希望者に対し、被害対策についての研修会(地域における好取組事例紹介等)を実施することにより、獣害に強い地域づくりを地域ぐるみで推進していく体制を確立する。
- ・ 希望のあった地域について、獣害対策に関する教材(DVD、書籍等)の貸出を行う。

②【整備事業】鳥獣被害防止対策施設の整備に向けた取組

- ・ 加古川市鳥獣被害防止対策協議会が市補助金等を活用して、イノシシ・ニホンジカの侵入防護柵を購入し、被害地域において防護柵を設置することにより、物理的にイノシシ・ニホンジカの地域への侵入を防ぐ。
- ・ 防護柵の効果を発揮するためには、地域における防護柵の補修管理活動が不可欠であるため、研修会等を通じて、その重要性を周知していく。また、より有効な補修管理活動を実施できるよう支援策を検討していく。

③【捕獲事業】有害鳥獣捕獲体制の確立に向けた取組

- ・ 市が猟友会に対して有害鳥獣捕獲業務を委託し、捕獲頭数の増加を推進する。
- ・ 特定外来生物については、市防除計画に基づき、狩猟免許を有しない者に対しても、捕獲従事者として捕獲班に参加できることを、広報等を通じて広く周知することで、捕獲活動参加者を確保する。
- ・ 特定外来生物については、捕獲従事者に対して、加古川市鳥獣被害防止対策協議会より、箱わなの貸し出しを行うことで、捕獲従事者への支援を実施する。
- ・ ②整備事業を実施した地域については、侵入防護柵とわなとの併用による捕獲効率の向上を図るため、必要に応じて捕獲活動を担う猟友会との意見交換の場を設ける。また、侵入防護柵の整備位置についての情報共有を行う。
- ・ 県が三木市吉川町で整備した「兵庫県立総合射撃場」において、銃猟及びわな猟による捕獲従事者の育成確保や捕獲技術の向上を進める。
- ・ 野生イノシシの豚熱(CSF)が県内で拡大していることから、捕獲者の靴底消毒及び車両消毒などの防疫措置の注意喚起等を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

①アライグマ	・「加古川市アライグマ防除実施計画」に基づく捕獲従事者による捕獲(わな)
②ヌートリア	・「加古川市ヌートリア防除実施計画」に基づく捕獲従事者による捕獲(箱わな)
③イノシシ	・猟友会による捕獲(わな、必要に応じて銃器の使用)
④ニホンジカ	・猟友会による捕獲(わな、必要に応じて銃器の使用)
⑤カラス	・猟友会による捕獲(わな、銃器)
⑥カワウ	・今後の被害状況を注視し、必要に応じて適切な個体数調整方法を検討する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
7 年度	アライグマ ヌートリア イノシシ ニホンジカ カラス カワウ	特定外来生物の捕獲に係る講習を受講した被害農業者等に対して、箱わなの貸出しを行い捕獲活動従事者の確保及び効率的な捕獲を実施する。 イノシシについては、被害地域において捕獲機材が必要となる場合は、加古川市鳥獣被害防止対策協議会と猟友会が連携し対応する。 ニホンジカについては、被害情報等から効果的な捕獲を検討する。 カラスについては、わな及び特定の箇所における銃器による捕獲を引き続き行う。 カワウについては、今後の被害状況を注視し、必要に応じて適切な個体数調整方法を検討する。
8 年度	アライグマ ヌートリア イノシシ ニホンジカ カラス カワウ	7年度の取り組みを継続して行う。
9 年度	アライグマ ヌートリア イノシシ ニホンジカ カラス カワウ	8年度の取り組みを継続して行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
アライグマ:	特定外来生物に位置づけられているアライグマは、県の方針を踏まえて策定した「加古川市アライグマ防除実施計画」に基づき、被害の低減及び生息頭数の減少を目標とし、可能な限り捕獲する。
ヌートリア:	アライグマ同様、可能な限り捕獲するものとする。
イノシシ:	近年の侵入防護柵の整備や捕獲活動の効果、野生イノシシの豚熱が県内において拡大した影響等による一時的な個体数の減少により、捕獲頭数が減少したと考えられる。しかし、他の鳥獣と比較して大きな農作物被害を及ぼしていることや、前回の計画策定時点と比較して、被害面積が拡大していることから、前回の捕獲計画数を踏襲し、農作物被害の減少を図る。
ニホンジカ:	被害報告はないが、近年になり目撃情報が増加しており、捕獲実績も微増していることから、前回と同様の捕獲計画数を設定する。
カラス:	農作物被害が減少していることから、近年の捕獲数を踏まえ、引き続き農作物被害の減少を図る。
カワウ:	現在、市内において農作物への被害報告がないため、現時点において捕獲計画数は設定しない。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
アライグマ	可能な限り	可能な限り	可能な限り
ヌートリア	可能な限り	可能な限り	可能な限り
イノシシ	350	350	350
ニホンジカ	10	10	10
カラス	200	200	200

捕獲等の取組内容
特定外来生物については、1年間を通して箱わなを使用した捕獲を行うが、免許取得の推進を図り、より積極的な捕獲のための体制づくりに取り組む。
イノシシ・シカについては、狩猟期間を除く期間において、原則わなによる有害鳥獣捕獲を行う。
カラスについては、原則わなによる有害鳥獣捕獲を行い、特定箇所において銃器等による捕獲を行う。

(4) 許可権限委譲事項

該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ・シカ	防護柵補修等	防護柵補修等	防護柵補修等

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

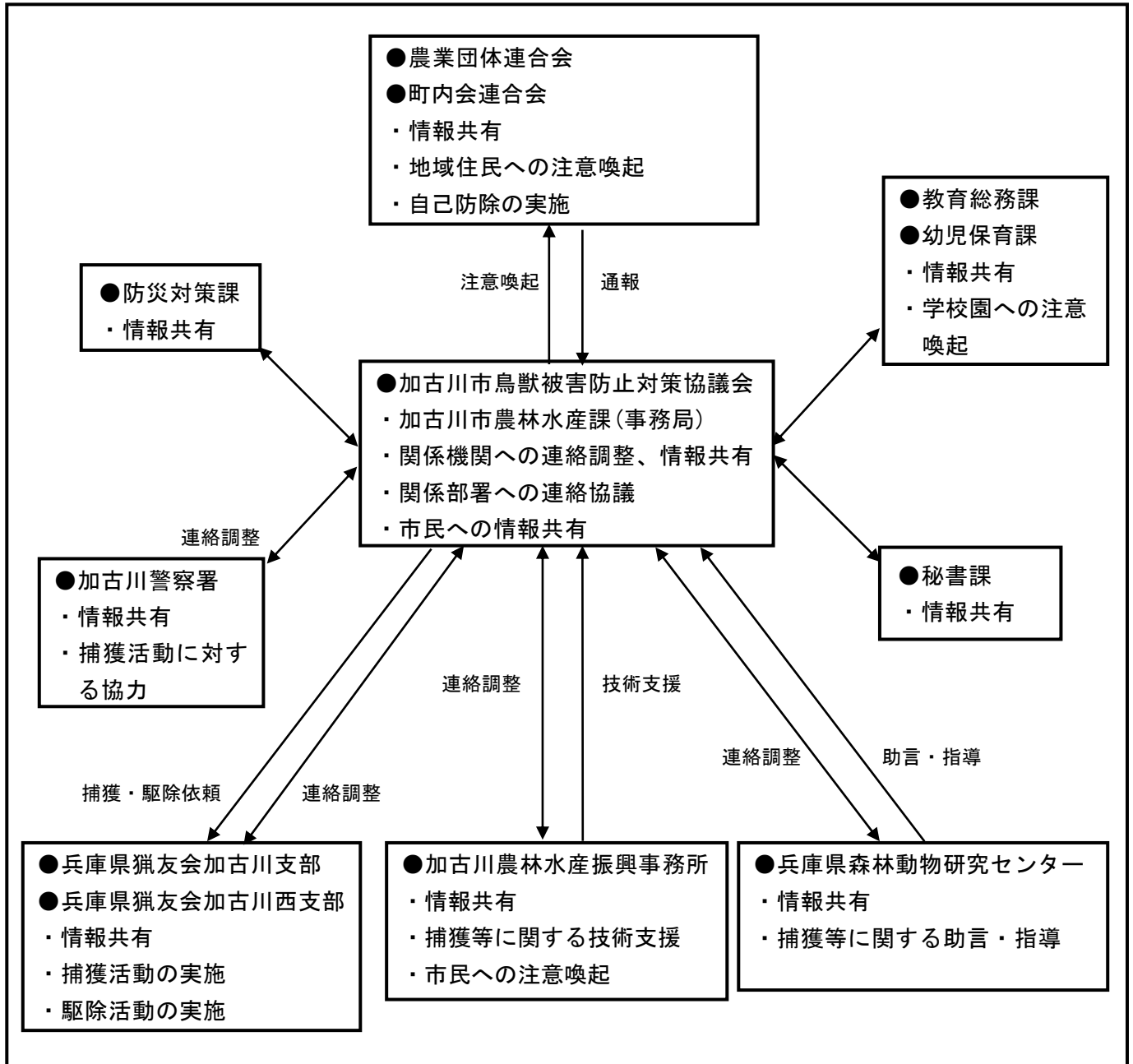
年度	対象鳥獣	取組内容
令和7	アライグマ ヌートリア イノシシ ニホンジカ カラス カワウ	被害地域に対して、国、県の関係補助制度を積極的に案内することで、農作物被害の減少に向けた環境整備を推進していく。
令和8	アライグマ ヌートリア イノシシ ニホンジカ カラス カワウ	令和7年度取組内容を引き続き実施する。
令和9	アライグマ ヌートリア イノシシ ニホンジカ カラス カワウ	令和8年度取組内容を引き続き実施する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
加古川市農林水産課	・捕獲許可証の交付 ・捕獲業務に関する連絡調整・指導 ・関係部署に対する連絡協議 ・市民への情報共有
加古川市防災対策課	・情報共有
加古川市秘書課	・情報共有
加古川市教育総務課 加古川市幼児保育課	・情報共有 ・学校園への注意喚起
兵庫県東播磨県民局 加古川農林水産振興事務所	・情報共有 ・捕獲・追い払い等の技術支援 ・市民への注意喚起
兵庫県森林動物研究センター	・情報共有 ・捕獲・追い払い等に関する助言・指導
加古川警察署	・情報共有 ・捕獲活動に対する協力
兵庫県猟友会加古川支部	・情報共有
兵庫県猟友会加古川西支部	・捕獲又は駆除活動
加古川市農業団体連合会	・情報共有
加古川市町内会連合会	・地域住民への注意喚起 ・自己防除の実施

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

アライグマ・ヌートリアに関しては、市が指定する焼却施設にて焼却処分する。
その他の鳥獣については埋却等適切な方法により処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

食肉、皮革、学術研究等として有効活用できるものは可能な限り活用することとする。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	加古川市鳥獣被害防止対策協議会
--------------	-----------------

構成機関の名称	役割
加古川市	・協議会の運営全般 ・情報共有
加古川市農業委員会	・情報共有
兵庫県農業共済組合 東播磨事務所	・情報共有
加古川市農業団体連合会	・情報共有 ・地域住民への注意喚起 ・自己防除の実施
加古川市教育委員会	・情報共有
兵庫県東播磨県民局 加古川農林水産振興事務所	・情報共有 ・市民への注意喚起 ・野生動物育成林整備等の森林整備指導 ・生息地(森林)管理手法の検討・支援
加古川農業改良普及センター	・情報共有
兵庫県猟友会加古川支部	・情報共有
兵庫県猟友会加古川西支部	・捕獲又は駆除活動
兵庫南農業協同組合	・情報共有
加古川市南農業協同組合	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
加古川警察署	・情報共有 ・捕獲活動に対する協力
兵庫県森林動物研究センター	・情報共有 ・捕獲・追い払い等に関する助言・指導
加古川市町内会連合会	・情報共有 ・地域住民への注意喚起 ・自己防除の実施

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市職員2名で構成している。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

当該計画の対象鳥獣以外の鳥獣による被害が多発するなど、当該計画が新たな状況に対応できなくなった場合は、関係機関と協議して計画を見直し、効果的な対策の実施に努める。
